

県独自の「新型コロナウイルス感染症対策会議」の設置について

1 現状

○政府対策本部設置を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）に基づき、「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「県対策本部」）」が設置されたところ。（令和2年3月26日～）

○今般、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から感染症法の5類感染症に位置づけられることに伴い政府対策本部が廃止され、これを受けて特措法の規定に基づき、県対策本部も廃止することとなる。

2 県対策本部の廃止後の対応案

○県独自の取組として対策本部を継続し、必要に応じて対策会議を開催。

- ・ 会議名称：新型コロナウイルス感染症対策会議
- ・ 設置目的：病原性が大きく異なる変異株が出現した場合等に備え、関係部局の緊密な連携を確保し、必要に応じて県庁一体となった対応を行うため。